

平成17年9月22日

事務連絡

医療機関担当 各位

八戸市心身障害者医療費について（お知らせ）

いつもお世話になっております。

八戸市心身障害者医療費助成制度が、平成17年10月1日から改正されます。

（詳細については、県の障害福祉課から通知があったと思いますので参照して下さい）

そこで、精神障害者保健福祉手帳交付の対象者について利用者からの問い合わせが予想されますので、以下のことを確認しておきたいと思います。

改正内容：10月1日診療分から、非課税世帯の方はを除き、課税世帯の方は一部自己負担が発生します。原則医療費の一割負担です。

（月上限額：外来12,000円、入院40,200円）

※自己負担が、月の上限額を超えたものは、障害福祉課に還付の申請をする。

※社会保険・老保の方の償還払いは同様。（一割負担分を控除した額を助成）

※国保に加入の方が精神疾患による入院の場合、9月30日までは医療機関の窓口で一旦全額医療費を支払っていただいていましたが、10月1日からは非課税世帯の方は、受給者証を提示することにより、保険適用分の自己負担がなくなります。課税世帯（一割負担）の方は、医療費の一割分（上限額40,200円（一ヶ月分））を医療機関窓口で支払うことになります。

また、精神障害者通院公費負担制度（32条）の利用者は、精神科通院時5%の医療費となりますので 患者票の有効期間を確認しながら、医療費の支払いをすることになります。（例）32条 + 一割負担の方 = 5%の医療費の支払いとなります。

※国保に加入の方で、一割と受給者証に記入されている方は、特に注意してください。

※精神障害者保健福祉手帳には、2年間の有効期間がありますので、その手帳の期限にあわせた受給者証の期日になっております。 手帳の更新手続きが済み次第、手帳の等級（1級）期限を確認した上で、受給者証の期日を訂正しております。手帳の期限がきれると心身障害者医療費支給の対象外となります。受給者証の期限日までの医療費助成となっておりますので、窓口での確認を必ずしていただきたいと思っております。

（10月1日現在、手帳期限がないものは受給者証の送付を見合わせております。）

手帳の更新手続きは、3ヶ月前からできますので、早めに手続きをすることをお勧めします。

同封の通知文は、各対象者に送付した内容のものです。

各医療機関では、確認事項が多くなり、請求の際、混乱が予想されますが、どうぞよろしくお願いいたします。

八戸市心身障害者医療費について

(社会保険、老人医療保健加入の方)

①受給者証

- 八戸市心身障害者医療費の決定通知書が新しくなります。
- 平成17年10月1日から平成18年9月30日までお使いいただけます。
- 現在使っていたいいる決定通知書は破棄するか、障害福祉課に返却して下さい。
- 医療機関の窓口では一旦全額医療費を支払っていただきます。そして、後日改めて還付の申請をしていただくことになります。

※決定通知書の一部負担金の割合の欄に【1割】と記載されている方について

・平成17年10月1日診療分から、市県民税課税世帯の方は、一部自己負担(原則医療費の1割負担)が発生します。(月上限額:外来のみ12,000円、入院を含む場合40,200円)

よって、支給額は、実際に払った額から自己負担額を控除した額となります。

例) 総医療費 5,000円 自己負担額(3割負担) 1,500円 の場合

$$\text{重度医療費支給額} \quad 1,500 \text{円} - 500 \text{円} = \boxed{1,000 \text{円}}$$

(一部負担金)

※八戸市心身障害者医療費で還付の対象となるものは次に挙げるものです。

○保険診療対象分の自己負担分(入院時の食事療養費を除く)

よって、保険診療対象でないものは還付の対象となりません。

例えば、各種予防接種・入院時の部屋代や衣料代等・薬の容器代などは対象外です。

○訪問看護基本利用料

基本利用料のみ対象ですので、特別加算料金や車代などは含まれません。

②申請方法

還付の申請は、原則として診療を受けた月の次の月から受け付けます。

○申請に必要なもの

- 必要事項を記入した申請書
- 医療機関発行の領収書(レシートでは受け付けできません。)若しくは、申請書の医療機関記入欄に医療費について証明がなされたもの
- 申請書は各医療機関ごとにそれぞれ1枚ずつ、外来と入院でそれぞれ1枚ずつ必要になります。

例えば、病院と薬局それぞれ1カ所の場合 → 2枚必要になります。

病院は1ヶ所だが、外来と入院両方あった場合 → 2枚必要になります。

- なお、申請書の申請者の所には必ず押印をお願いします。

裏に続く→

③医療費の還付

医療費の還付
医療費の還付は全て口座振り込みとなります。申請のあった月の翌月の末日に振り込みます。振り込み口座は事前に登録していただいているが、希望の口座に変更があった場合には速やかに届け出て下さい。

- 振込み口座は郵便局以外の金融機関のものをお願いします。

- 五が一愛絵者本人がなくなられた場合

ご主人のご家族の口座に振り込みとなりますので、申し出て下さい。

①その他注意事項について

- ・氏名、住所、加入医療保険に変更があった場合には申し出て下さい。
 - ・還付の申請の際、高額療養費の対象になっているものについてはまず各保険に高額療養費の手続きをして下さい。
 - ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、手帳の有効期限が2年間となっております。手帳の期限がきれると八戸市心身障害者医療費支給の対象外となりますので、更新の手続は忘れずに行ってください。

※高額療養費

自己負担額が一定の上限を超えた場合は、各保険に手続きをとることにより超えた部分の額が戻ってくるという制度です。

八戸市心身障害者医療費では上限を超えた部分は対象外ですので、超えた部分については、別途高額療養費の手続きを行って下さい。

なお、八戸市心身障害者医療費の対象者は、65歳から老人医療の対象となりますので、
ご指定になられた時は国保年金課で手続きをしてください。

また、市県民税課税世帯の方は、65歳に達した月の翌月から医療費の支給が停止となります。

お問い合わせ先

八戸市内丸一丁目1-1

八巨市障害福祉課 障害福祉第二班

TEI.4.3-2111 内線252